

平成29年度法人及び各事業所の運営方針・事業計画

平成29年3月8日

社会福祉法人 愛恵協会

平成29年度 社会福祉法人愛恵協会 運営方針・事業計画(案)

運営方針

愛恵協会は、昨年度の多機能型生活保護施設「愛恵園」に引き続き今年度は7月末までに「愛恵園授産所」の建替完了と共に生活保護・生活困窮者対応の基盤体制作りがスタートします。障がい者支援では、障がい者のグループホーム「オアシス岡」が4月開所、障害者総合支援法改正による「入所施設やグループホームを利用していた人が、地域で一人暮らしをした場合に定期的な巡回訪問・相談支援を行うサービスの新設」等を活用し、障がい者の望む地域生活支援の充実を図ります。活動エリアとしては、引き続き岡崎市及び幸田町を中心とします。これらを推進する法人組織は社会福祉法人改革により新組織体制が4月にスタートしますので、今まで以上に当事者主体・チーム支援を意識した活動を展開します。

事業計画

1. 愛恵園授産所の定員確保と愛恵園の運営の安定を進め、多機能型生活保護施設として生活困窮者を含め生活支援、就労支援に取り組みます。
2. 公営住宅・民間アパート等活用ができるように、行政はじめ関係機関に働きかけることで、居住支援整備の拡充を図ります。
3. アセスメントを充実させることによって、一人ひとりにあった日中活動の場の提供に努めます。
4. 岡崎・幸田地域における、適切な連携体制を作ることが出来る職員の育成により、相談支援体制の充実を図ります。
5. 中・長期計画に沿ったステップやまなかの整備推進をします。
6. 職員誰もが安心して働ける職場づくりの推進をします。

生活保護・生活訓練部門

多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園

公益事業障がい者共同住居ぷらっとホーム

愛恵園授産所

生活訓練事業所あい

ショートステイあいあい

日中一時支援あいあい

あいけいホーム

あいけいホームⅡ

あいけいホームⅢ

平成 29 年度 生活保護・生活訓練部門 運営方針・事業計画(案)

<運営方針>

多機能型生活保護施設「愛恵園」、生活訓練事業所「あい」は福祉事務所・ハローワーク等の関係機関との連携を通じて、その役割を周知します。そして地域に必要な社会資源として認知されよう積極的に取り組みます。

また、平成 29 年 8 月 1 日には、愛恵園授産所の改築工事を経て、新生「愛恵園授産所」が開所します。今後、更なる生活保護・生活訓練部門の支援向上に努めます。

地域で安心して生活できるために支援する事業所として、利用者本人の周囲の環境を踏まえつつ、関係者によるチームで支援に取り組みます。

<事業計画>

1 愛恵園

障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対して、個別支援計画に基づいて職員共通認識のもと支援を行います。また各種委託事業や通所事業を通じて在宅者の支援にも取り組みます。

2 愛恵園授産所

8 月 1 日の改築開所に向けて準備を行います。そのためには安定運営に欠かせない利用者確保と食材加工を中心とした新規授産科目の立ち上げ、就労支援の内容充実に努めます。

3 生活訓練事業所あい ショートステイあいあい・日中一時支援あいあい
地域において、利用者自身の希望及びその周囲の環境を踏まえ、関係者と情報共有し、連携して支援に取り組むことで、チーム支援が充実できるように努めます。

4 あいけいホーム・あいけいホームⅡ・あいけいホームⅢ

4 月 1 日より開所するグループホーム「オアシス岡」を入れて、岡崎市内全 8 箇所グループホームの運営の安定化を図り、支援においては、事業所内での報連相を充実させ、関係者との連携を強化に努める。

平成 29 年度 多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園

運営方針 事業計画（案）

〈運営方針〉

生活保護受給者数は、景気回復の兆しはあるものの雇用形態の不安定さから経済格差が広がり、過去最高を更新し続けております。愛恵園においては、このような多様化・複雑化する生活保護をめぐる状況や経済的困窮に加え社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し必要な地域資源となり得るよう取組みます。また、生活保護を通しての経験や愛恵園の機能を活用し、積極的に「生活困窮者自立支援法」等に関わることで地域に貢献します。

〈事業計画〉

- (1) 多機能型生活保護施設として、各種相談受付から地域支援まで関係機関と連携を図りながら対象者の自立支援を行う。
- (2) 各種委託事業や保護施設通所事業を通して在宅者の生活支援を行う。
- (3) 利用者個々に応じた個別支援計画を提供するため、障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対しても、特性に応じた支援が行えるようプログラムの導入や支援技術の向上を図る。
- (4) 生活保護受給者に限らず、地域の生活困窮者に対しても施設機能を活用し、アウトリーチやネットワーク作りを通して生活困窮者自立支援法に関わる。
- (5) 地域の各種団体活動への協力や防災拠点としての機能を発揮し、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行う。

平成29年度 ぷらっとホーム運営方針・事業計画(案)

<運営方針>

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員との自覚のもと、地域の活動に参加することを支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連絡調整、生活相談等の支援を行います。

<事業計画>

- (1) 利用者個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 建物管理者として苦情等に対して積極的に改善に努める。
- (3) 定期的な訪問等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、有効利用を図る。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行う。

平成 29 年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画(案)

<運営方針>

7月31日の愛恵園授産所の改築完了に向けて、利用者確保と新規授産科目作業を軌道に乗せることに取り組めます。そのためには、生活保護部門が一体となり、多機能型生活保護施設として機能を発揮します。また福祉事務所・ハローワーク等の関連機関との連携を強化し支援を行います。

<事業計画>

- (1) 安定運営に欠かせない利用者確保と食材加工を中心とした新しい作業科目の立ち上げに取り組めます。
- (2) 多機能型生活保護施設として更生施設 愛恵園と連携し施設機能を活用した生活支援・就労支援に取り組めます。
- (3) 個別支援計画に基づいて、職員共通認識のもと支援を行います。
- (4) 生活保護就労相談員やケースワーカーと協働して、通所率の向上を図ります。
- (5) 傷病や障がい等の多様な状況にある利用者に対して、就労サポートセンターの活用等の求職活動の支援に努めます。

平成 29 年度 生活訓練事業所あい 運営方針・事業計画(案)

運営方針

地域において、利用者自身が望む生活ができるようになるための生活リハビリテーション事業所として、支援の充実に努めます。また、家族や親族の力を活かし、行政機関、福祉サービス事業所等の関係者と連携を強化することで、チーム支援ができる体制を構築します。

事業計画

1. 運営を安定化させることに安心したサービス提供の継続
運営を安定化させることで、利用者が安心感を継続して持てるように事業を展開し、経営面においても、運営継続の支障とならないように高水準の利用率維持に努める。
2. 利用者の希望に沿った支援体制を構築する。
 - ・個別支援計画では、利用開始前から、利用者及びその周囲のアセスメントを十分に行い、希望を踏まえ、利用者自身が分かりやすい言葉で個別支援計画を作成する。
 - ・定期的に個別支援計画の見直しを行い、内容を職員全体で共有し、計画に基づいたサービス提供を徹底する。
 - ・(利用開始後、3ヶ月で見直し、その後、3ヶ月毎にモニタリングを実施し、必要に応じた支援計画の見直しを行う。)
 - ・利用者自身が希望する生活ができるように生活能力の向上のために適切な支援を行う。
3. 家族や親族の思いを受け止めつつ、家族や親族のあり方を一緒に考える
家族教室を年3回実施し、家族や親族が自らの思いを話し共有するとともに、利用者への支援について一緒に考える機会を持つ。
4. 職員は専門職としての資質向上に努める。
 - ・普段の業務や研修をとおして、面接技術・コミュニケーション技術の向上を図る。
 - ・各種研修についての情報を共有し、積極的な研修参加を促し、成果については、職員間で共有する。
 - ・定期的な管理者面接によるスーパービジョンを受ける。

5. 地域生活に必要な社会資源を積極的に活用し、関係機関との連携を強化するだけでなく、必要な要望を行政や福祉サービスの調整役である相談支援事業所に伝える。
- ・岡崎・幸田地域を中心とした福祉状況を把握し、必要なことを考える。
 - ・法人内各機関及び法人外関係機関との連携を強化する。

平成 29 年度 ショートステイあいあい・日中一時支援あいあい
運営方針・事業計画(案)

運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することで、利用者にとって心地よい場となるように努める。また、相談支援事業所、普段サービスを提供している事業所等の関係機関との連携を深めることで、より利用しやすい事業所となるように努めます。

事業計画

1. 適切なサービス提供体制を確立する
 - ・ 医療行為を伴わない重度身体障がい者の受け入れに努める。
 - ・ 介護者の突然の入院や死亡等あるいは虐待により極めて緊急的な当該障がい者の保護を行う。
 - ・ 障がい特性を理解し、特性に配慮したサービス提供に努める。
(本人のこだわり、見守りや声掛け、介助が必要な日常生活の理解や対人関係や疎通性に配慮する)
2. 職員は専門職としての資質向上に努め、常に有効な援助方法を追求する
 - ・ 面接、コミュニケーション、介護技術等の研鑽に努める。
(コミュニケーション技術や身体介助技術の向上、生活環境整備)
3. 関係機関との連携を強化する
 - ・ 利用者に関する必要な介助方法等の情報を関係機関との間で共有化し、よりよいサービス提供に努める
(生活の中で普段行っている声掛けや介助などの方法、タイミング等の確認)
4. 日中活動への配慮
 - ・ 常時利用している日中活動参加(通所)への配慮を行う
(日中利用事業所への通所や就労先への通勤するため朝の声掛けや支度の手伝いを行う。前日の夜の着替えや持ち物の確認、準備・予定の確認。日中活動(通所)先への情報提供。)

平成 29 年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ・あいけいホームⅢ
運営方針・事業計画（案）

運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行う。また、毎日の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指す。支援者はそれぞれの役割を明確にし、地域での個々の生活をチームで支援していく。

事業計画

1. 新規ホーム「オアシス岡」の運営及び利用者支援の安定化を図る。
2. チーム支援を自覚するために報連相を充実させる。
3. 個別支援計画に沿った支援の実施とスタッフミーティングにおいて支援計画の共通認識を図る。
4. 相談事業所、バックアップ施設、障害者就業・生活支援センター、居宅支援事業所、日中支援事業所、行政機関、家族、地域住民等のインフォーマルな社会資源を活用してネットワークの構築をはかり、利用者をチームで支援する。
5. 居宅支援事業所・相談事業所と月一回打合せを行い、連携を深める。
6. 地域住民の一人として、地域行事に年 5 回程度の参加を支援する。
7. 社会参加の一環として、建屋ごとに季節行事や日帰り旅行を行う。
8. 職員の役割分担（ケース担当・建屋担当・業務分担）を明確にし、個々の生活を支援していく。また、担当以外の職員にもスタッフミーティングにおいて共通認識を図る。
9. 他事業所からの年に 15 名程度の体験利用の受け入れを進める。

セルフ生活介護部門

愛恵ワークス

舞木ワークス

ステップやまなか

多機能事業所てんじん

日中一時支援てんじん

平成29年度セルフ・生活介護事業計画(案)

セルフ生活介護部門（愛恵ワークス、舞木ワークス、ステップやまなか、多機能事業所てんじん）

- ・ 共通事項

法人の理念、方針、計画に基づき事業展開を行い、他のセルフ・生活介護部門との連携をとりながら、各事業の充実を図ります。

- ・ 生活介護

安心して過ごせる場所の提供を行い、ヒヤリハットの事例を検証し、事故予防に努める。

- ・ 就労継続支援 B 型

工賃向上計画に基づき、目標工賃を設定し、達成するための取り組みをおこなう。

- ・ 就労移行

就労支援プログラムを充実し、利用者に必要な知識、能力を高め、就労実績を上げる。

平成29年度 愛恵ワークス 事業計画（案）

1 運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者にとって過ごしやすく働きやすい事業所である為、支援を通じて信頼関係を築き、職員が一丸となって個別支援計画に基づいたサービス提供ができる様、職員の資質向上と育成に取り組みます。

2 事業計画

◎事業内容の充実

■共通事項

- ・安心安全で過ごせる活動環境を整える。
- ・毎月支援計画に対する評価を行い、必要に応じて見直しを行う。利用者が参加したくなる祝日プログラムを提供し、利用率の向上を図る。
- ・相談支援事業所と連携し、ショートステイ、日中一時支援、グループホームの体験利用等の福祉サービスを活用できる機会を提供する。保護者との良い関係作りを行い、生活を含めた支援をすすめる。

■生活介護

- ・ミーティングを通じ、活動内容について利用者一人一人の要望を聞き取り、小グループでの活動を取り入れ、利用者主体の活動を支援する。

■就労継続

- ・品質を第一に製品加工を行う。売上目標を設定し、利用者とともに達成を目指す。
- ・生産活動を通じて利用者の作業能力の習得、販売の機会を通じて達成感や充実感を得る機会を提供する。
- ・より高い工賃を目指す為の作業開拓を行う。

◎外部研修への参加

各職員の役割、経験、技量に応じた各種研修に参加し、実務に活かす。研修内容は職員個人の研鑽に留めず、施設内で伝達する。

◎会議の在り方の見直し

職員会議にて生活介護、就労継続の状況を互いに確認し合い、施設内の連携を深める。会議の前に資料を配布し、各々が意見を持った上で参加し、充実した会議を行う。

平成 29 年度 社会就労センター舞木ワークス 運営方針・事業計画（案）

運営方針

法人の理念、方針、計画に基づく事業展開を行いセルフ部門で連携しながら質の高いサービスの提供に努めます。

就労移行支援事業は、法人唯一の事業としてさまざまな障がいの利用者を受入れ、一般就労への移行実績を上げていきます。

就労継続B型事業は、目標工賃を定めて生産活動に取り組みます。

生活介護事業は、生活の質の向上のためにプログラムの充実を図ります。

事業計画

共通事項

- ・ 毎月の職員会議でヒヤリハットした事例を検証し、事故予防に努める。
- ・ 利用者にあった適切な支援ができているか定期的に検証する。
- ・ 障害の理解をすすめるため、研修を受講する。

（自閉症の理解、発達障害の理解）

就労移行支援事業

- ・ 利用者の確保に努める。
- ・ 就労プログラムを充実させ、利用者の必要な知識・能力を高める。
- ・ 厚労省の定める指定の研修に参加し、実務に活かす。
- ・ 会社見学・職場実習の場を設け、利用者の一般就労への意識を高める。

就労継続B型事業

- ・ 工賃向上計画を見直し、目標工賃を設定する。
- ・ 受託作業において品質向上に努める。
- ・ 利用者個々の作業のスキルアップを図る。
- ・ 施設外就労のあり方を検討する。

生活介護事業

- ・ 利用者の活動の幅を広げる新規のプログラムを取り入れる。
- ・ 保護者との面談を行い、利用者にとってより良いサービス提供を行う。
- ・ 生産活動においては、利用者にあった作業を行い、品質を第一とする。

平成29年度ステップやまなか運営方針・事業計画（案）

< 運 営 方 針 >

「工賃向上計画」を念頭に置き、就労継続支援B型事業として福祉的就労の継続、工賃の向上、就職活動、余暇活動等、利用者個々のニーズに沿った個別支援計画を作成及び実践することで利用者、職員が共に安心、安全な活動ができるよう事業所の運営に取り組みます。

< 事 業 計 画 >

- (1) 建物の老朽化に伴い整備計画の検討と安心・安全な事業所内外の環境作りに取り組みます。
- (2) 当事者活動である全体会、委員会の開催することにより利用者の事業所への理解を深め主体的な意見が様々な活動に反映される環境作りに取り組みます。
- (3) 農産物生産及び加工（漬物）作業を季節や需要に合わせて計画的な生産、加工、販売を利用者、職員全員が意識した活動により安心・安全な製品作りを行い、全員が意識できる授産活動の確立に取り組みます。
- (4) 個別支援計画を身近に感じ、互いにニーズの認識できるよう利用者とサービス管理責任者、職員の面談や活動時のコミュニケーションの充実を図ります。
- (5) 地域の相談支援事業所と連携し家族を含めた関係機関との連携を強化し利用者のニーズに沿った支援を行います。また、職場適応援助者支援事業において地域の障害者職業センター、西三河障害者就業・生活支援センター輪輪との連携により職場の状況を把握し障害者、事業主の双方の同意を得た上で適切なジョブコーチ支援に取り組みます。

1 運営方針

生活介護事業・就労継続B型事業のそれぞれの事業内容の充実を目指すと共に多機能事業所として安定運営をすすめていきます。

2 事業所

〈生活介護事業〉

- ① 必要な介護サービスの提供を行います。
 - 1 個別の支援方法の共有化
(食事介助・排泄介助・入浴介助)
 - 2 介護技術の向上・腰痛予防の取り組み
- ② 安心して過ごせる場所の提供を行います。
 - 1 ヒヤリハットの活用を推進
 - 2 医療的ケアの充実
 - 3 リハビリの実施
 - 4 利用者ごとの給食の提供
- ③ 利用者のニーズを取り入れたサービス提供を行います。
 - 1 外出プログラム等、計画から利用者に参加頂いて行う。
 - 2 個別支援計画書の作成や見直しの際にニーズを聞き取る。
 - 3 ショートステイやヘルパー等事業所とも相談事業所を中心に連携する。
 - 4 日中一時支援事業所を充実を図る。

〈就労継続B型事業〉

- ① 活動を充実すべく利用者のニーズを反映した個別支援計画作成を基とし、管理者、サービス管理者との面談、関係者会議の開催により利用者が安全、安心な生活を送ることができるように支援します。また、個別支援計画のPDCAサイクルの理解と体制作りに取り組みます。
- ② 研修の参加により職員の資質向上に取り組みます。
- ③ 「工賃向上計画」を念頭に置き、更なる増収をすべく新規授産活動の開拓、既存の作業の維持と確保をPDCAサイクルを取り入れた就労活動に取り組みます。目標工賃を設定しそれを達成できるよう取り組みを行う。
- ④ 就労支援事業の充実を図り、利用者の希望に応じた、サービスを提供する。

地域福祉推進・相談部門

生活支援センター山中

相談事業所みなみ

生活支援センターこうた

西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

おたまじゃくし

平成 29 年度 地域福祉推進・相談部門運営方針・事業計画について(案)

地域福祉推進・相談部門では岡崎市の基本理念「思いやり つながりあって 自分らしく 生きる都市(まち) 岡崎」、幸田町の基本理念「手をたずさえて 夢を 育む 福祉のまち ・幸田」が実現を目指し、支援が必要な一人一人と向き合いながら適切で丁寧な対応に心がけ相談支援及び居宅サービスの質の向上に努めて参ります。

相談支援(生活支援センター山中・相談事業所みなみ・生活支援センターこうた)では、地域で安心して自分らしく生活が出来る様に支援するため、障害者虐待や差別が起きないように権利擁護の普及啓発に努めます。

また、計画相談についてはアセスメントからサービス等利用計画作成、モニタリングの一連の支援を相談者に向きながら進めて参ります。

生活支援センター山中・相談事業所みなみ・生活支援センターこうたの運営方針事業計画をご確認下さい。

居宅介護事業については利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し不安がないようにサービス提供に努めて参ります。

介護保険サービスご利用者については更新時までには不安がないようにこの事業所に繋いでいきます。

おたまじゃくしの運営方針事業計画をご確認下さい。

障害者就業・生活支援センター事業については、支援ニーズの向上と既存の枠に捉われない支援体制を模索しながら、支援ノウハウの応用と、ハローワークを中心にしたチーム支援を行います。

西三河障害者就業・生活支援センター輪輪の運営方針事業計画をご確認下さい。

平成 29 年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画(案)

〈運営方針〉

平成 29 年度の生活支援センター山中は、岡崎市東部地域の相談支援事業の充実を重点課題とし、利用者一人一人の相談に丁寧にかかわられるような体制を築き、利用者が地域で安心して自分らしく生活をするための支援を行います。

地域活動支援センター事業を展開することで、生活のリズムの確立や社会活動の第一歩目としての居場所、余暇活動などのさまざまな日中活動に対するニーズに対応してまいります。

岡崎市障がい者基幹相談支援センターや各種福祉サービス事業所、医療関係、行政、司法などと連携をし、岡崎市の相談支援事業の資質向上に努めます。

〈事業計画〉

* 相談支援事業

① 一般相談

地域で生活をしている障がい児・者、そのご家族の生活全般にわたる相談に応じ、必要なサービスや機関との連携がスムーズに行えるように情報の収集・発信・共有をすることで、その人が地域で自分らしく生活できるように支援に努めます。

② 地域移行支援・地域定着支援

専従の職員を配置することで、地域移行支援・定着支援を充実できるように体制の整備を行います。その上で、精神科病院や入所施設と連携をしながら、地域移行に向けた支援をします。地域での生活で不安を抱えている利用者に対応して、地域定着支援により地域生活が継続できるように努めます。

③ 計画相談(サービス等利用計画)

本人の生活実態を丁寧に把握して、当事者が望む生活実現に向けたサービス等利用計画を作成します。また、定期的な訪問・面接を行い、関係機関からも情報収集すること(モニタリング)で、現状把握をして、より自分らしく生活ができるように計画の見直しに努めます。

* 地域活動支援センター事業

① 居場所として、活動の場としての事業展開

プログラムを提供して、活動の場としてのサービスを提供するだけでなく、気兼ねなく過ごせる場所としての環境づくりに心がけます。

② 広報活動の充実

広く、地域生活支援センター事業を知ってもらうことで、必要としている障がい者に情報を届け、利用をしてもらえるように努めます。

* 岡崎市障がい者基幹相談支援センター事業

岡崎市の相談支援体制についての「人材育成」と「体制整備」に努めます。

* 職員の質の向上

各職員の相談支援のスキルを向上するために、各種研修に積極的に参加をします。また、研修内容は職員会議等を通して、全体で共有をするように努めます。

* 関係機関との連携

障がい児・者、そのご家族の個々のケースに細やかに対応できるように、普段から関係機関との情報共有に努め、チームで支援する体制を構築します。

平成 29 年度 相談事業所「みなみ」運営方針・事業計画（案）

<運営方針>

地域に根差した身近な相談支援機関としての役割を果たすために、相談しやすい体制作りを行い、相談支援業務の充実を図ります。その為には各種関係機関や法人内の他施設との連携を深め、チーム支援の体制作りに努めてまいります。また、職員個々人の相談支援専門員としてのスキルを向上するように研修等へ積極的に参加をしていきます。

<事業計画>

① 相談支援業務の充実

相談支援業務の見直しを行い、支援を必要とする人にきちんと向き合える体制作りを行います。相談者に対しては、適切で丁寧な対応を心がけ、相談者の望む生活の実現に向けて、一緒に取り組みます。

② サービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施

アセスメントからサービス等利用計画作成、モニタリングの一連の支援を継続的に行い、本人主体のサービス提供が成されているのか、将来的な不安に対応できているのか確認をしていきます。必要に応じて計画の変更など柔軟に対応し、各関係機関との連携も強化します。

③ 地域移行支援・地域定着支援の実施

精神科病院や入所施設と連携をして、地域生活へ移行する希望のある障がい者に対して地域移行支援のサービスを利用してスムーズに地域移行ができるように支援します。

④ 職員の育成

相談支援専門員としての各職員の資質を向上するために、職員一人一人の経験年数も考慮しながら、必要な研修へ計画的に参加できるように努めます。また、法人内の経験豊富な職員によるオンザジョブトレーニングの機会を設け、人材育成と働きやすい職場作りに努めます。

⑤ 関係機関との連携の強化

相談者それぞれに必要な関係機関との情報交換や情報共有を行い、円滑なチーム支援ができることを心がけます。また、近隣の指定特定相談支援事業所や岡崎市基幹相談支援センターとの連携を強化し、岡崎市全体の相談支援体制の構築に努めます。

平成29年度 生活支援センターこうた運営方針・事業計画（案）

〈運営方針〉

平成29年度、生活支援センターこうたは今までの「委託相談支援事業」から「障がい者基幹相談支援センター」へ役割が変更し、障がい者基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制のさらなる質の向上や関係機関との連携強化に寄与していき、「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」の実現を目指します。

〈事業計画〉

①相談支援の質向上について（基幹相談・計画相談）

委託相談支援事業所等地域の相談支援事業所と連携し、相談の質の向上に努めます。

引き続き計画相談を通じて、一人一人の相談者と向き合いながら相談支援の資質向上に努めます。

②障がい者の権利擁護について（基幹相談）

「障がい者虐待防止センター」としての役割を担い、あわせて町民に対して障がい者の権利擁護普及啓発活動に取り組んでまいります。

③他機関とのネットワーク強化について（基幹相談・計画相談）

多様な社会資源がネットワークを構築できるよう、地域総合支援協議会を活用し、町内の連携強化に努めます。あわせて、幸田町以外（圏域）の新たなネットワーク作りも意識し、福祉サービスの充実に努めます。

④ピアカウンセリング等当事者活動の支援について（基幹相談）

当事者（家族）へのエンパワメントに取り組める活動を実施していきます。特に、ひきこもりの家族に対して家族同士交流が持てる場を設けたり、憩いの場（幸田町地域生活支援事業）との連携を図ります。

⑤職員の育成について（基幹相談・計画相談）

積極的に研修（内部・外部）に参加し、相談支援事業所の職員に必要なスキル向上に努めます。

平成29年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輸運営方針・事業計画(案)

【運営方針】

相談者の『働きたい』の実現に向けて、相談者のニーズの把握に努め、安定した生活環境の中で、やりがいと目標を持って働くことができるよう、適切な支援を実施します。また、事業主との調整により、相談者が長く安定して働ける職場環境作りの支援を実施します。

輪輸は開所から10年が経過し、その間、障害者雇用促進法はより障害のある方が働きやすくなる様、法改正を続け、平成30年度には精神障害者が法定雇用率の算定対象となり、法定雇用率の上昇が確実視されており、支援ニーズの向上と既存の枠に捉われない支援体制の模索が必要となります。

今までの支援ノウハウの応用と、ハローワークを中心としたチーム支援の充実を基本に、障害者就業・生活支援センター事業を通じて、西三河南部東圏域(岡崎市、幸田町)の労働行政の活性化に資することができるよう、取り組んでまいります。

【事業計画】

1. ハローワーク岡崎を中心としたチーム支援の充実に向けて、関係機関と連携し、一般就労及び職場実習の場の確保に努める。
2. 『生活支援センターこうた』と連携の上、幸田町での就労支援を強化する。
3. 職員の資質向上を目的とし、就労支援に関連する研修に参加する。
4. 年間2回、関係機関との連絡会議を開催し、連携を強化する。
5. 年間5回、「働く仲間の交流会」を実施し、登録者同士の交流を図り、職場定着を促す。

<運営方針>

国県市の策定計画に基づき障がい福祉サービス事業所として、地域で生活する障がいのある方、及び障がいをお持ちの児童を対象として、居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）・行動援護や地域生活支援事（移動支援）を個々のニーズに応じた支援計画を作成し、安心して地域で生活し、満足していただけるサービス提供を行います。また、法人内事業所のみでなく、他機関とも連携を図りながらニーズに即したサービスの提供に努めます。その為に職員の資質の向上に努めます。

<事業計画>

- 1、利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し、個別支援計画を作成します。その個別支援計画に基づいて適切な支援を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 2、職員の資質向上の為に、毎月 1 回ヘルパーミーティングを実施します。また、法人内部や他機関の実施する研修会などにも積極的に参加できるように情報提供や環境を整備し、必要な知識、技術の習得に努めます。各職員の自己評価を行い、職員の資質向上に努めます。
 - ・ヘルパーミーティングには毎回、関係機関からの参加を呼びかけ、必要な意見交換及び情報共有を図ります。
- 3、他の事業者や関係機関との情報交換及び連携を図りながら、行政機関からの適切な助言、指導を仰ぎます。それに基づいてサービスの質の向上に努め、障がいをお持ちの方々の地域生活の充実に努めます。
 - ・1カ月に1回、関係機関が集まり情報交換を行います。
- 4、サービス量を増やすために、岡崎中東部地域及び幸田町を中心としたサービスを展開して、よりよいサービスの提供を図るようになる。
- 5、職員がお互いに協力し合い、安心して働ける環境、体制を構築することができるように努めます。

平成 29 年度 おたまじゃくし（指定居宅サービス・指定介護予防サービス）
運営方針及び事業計画（案）

<運営方針>

居宅介護や行動援護且つ地域生活支援事業の利用者が指定居宅サービス・指定介護予防サービス（以下「介護保険サービス」という）を利用する場合または、現在、介護保険サービスを利用している利用者について、現状では、利用者に安心して満足していただける介護保険サービスの提供が難しいため、介護支援専門員や相談事業所などの関係機関と連携を図りながら、利用者に不安を与えないように他事業者への以降を図ります。

今後、利用者に安心して満足していただける介護サービスの提供ができる体制作りに努め、整ったときは、介護支援専門員や相談事業所などの関係機関と連携とり、介護保険サービスの提供を行うようにします。

<事業計画>

- 1、平成 29 年 4 月 1 日以降、居宅介護や行動援護且つ地域生活支援事業（移動支援）を利用している利用者が、介護保険サービスに移行する時は、介護保険サービスと地域移動支援サービスを他事業所にお願ひする。その際には、利用者に不安がないように、相談事業所と連携を取り進めます。
- 2、現在、介護保険を利用している利用者は、平成 29 年度以降、介護保険更新時まで、他事業所に移行する。その際には、利用者に不安がないように、介護支援専門員また相談事業所と連携を取り進めます。
- 3、利用者に安心して満足していただける介護サービスの提供ができる体制作りに努め、整ったときは、介護支援専門員や相談事業所などの関係機関と連携とり、サービスの提供を行います。